公　　告

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第６条第７項の規定に基づき、野犬を次のとおり抑留した旨鹿屋保健所から通知を受けたので、同法第６条第８項の規定により公告する。

令和８年10月22日

鹿屋市長　　郷原　拓男
（公　印　省　略）

No.	犬の種類	性別	毛色	体格	捕獲月日	捕獲場所・その他特徴
1	トイプードル	オス	黒	小	10月21日	鹿屋市新西原2丁目 推定年齢：６歳 白とピンクの首輪
2						
3						
4						

1　抑留場所　　鹿屋保健所（TEL 0994-52-2113）
又は始良動物管理所(TEL 0995-48-2112)

2　引取期間　　令和８年10月27日